

自由民権運動とキリスト教

——坂本直寛の場合（その一）——

山 崎 保 興

植村正久は明治30年頃の口述の中で次のように云う。「明治十四年は国会開設の大詔の渙発せられたる年なり、以て政治熱其の絶頂に達したる時なるを想うべし。之と共に、泰西の政治原論の輸入せられたるに従って、ベンタム、スベンセルを初め諸種の哲学も来朝して、生嚙りせられし時代なるを想うべし。加ふるに、大学派が漸く科学の偏重すべきを感じ揚々自餘の事物を唾棄して、以て得意顔する時代なるを記憶すべし。基督教徒は、この間に立って、僅かに神の前には、萬人平等なりと説きて、民間党に自由民権説の根據を與ふると、歐洲立憲政に缺く可らざる薬劑なりと説いて、進歩主義の政客に、何となく基督教を慕はしむるの外、何等の応援も援助も来らず。」（「過去三十年宗教上の回顧」明治31年1月、『植村正久とその時代』）

明治43年（1910）3月、板垣退助は、自ら監修した『自由党史』上下二巻の発刊に当り、「題言」（序説）を記して次のように述べる。「我國民は徒らに坐して自由と憲法の与えらるるを待つが如き、卑屈、無氣力なる國民にあらず、實に自から起って之を克ち得たる、摯実、剛健なる國民なりき。思ふに若し我國民にして、自から起って憲政の樹立を要請する無く、徒らに成を藩閥の有司に仰ぐが如き、卑屈、無氣力の國民たらしめば、立憲政体は決して之を望み得べきにあらず。憲政樹立の誠意なき保守、恋旧の政府を衝動して、国会の開設を公約するの餘儀なきに至らしめ、更に之を刺激し、彼をして幾度か其公約を無視せんとし、而かも竟に之を無視する能はざらしめるものは、實に輿論の勁力と志士が身分財産を擲って国事に盡瘁したるの賜なり。明治政府の頑冥なる、常路の有司にして、十四年の大詔渙発に際しても猶ほ……岩倉右府の如きは明治十五年に於て、兵力に訴へて府縣会を中止するの意見を懐き、二十一年、伊藤博文等憲法起草委員の手に成れる憲法草案には、實に帝國議會の発議権並に弾劾権を除去しありしといふ。これ史実の證明する所、而かも此心は則ち藩閥の心なりとせば、予輩は今に至るも猶ほ惺然として惧れずんばあらず。」「由來、自由黨の主義は一以て之を貫けり、何

ぞや、曰く、國家觀念によりて調節せられたる個人自由の主義即是なり。抑も人は個人性と社会性ととの二面を有し、其配合調和によりて甫めて一個の完體を為すものにして、其享くる所の自由に於ても、亦た個人自から得る所の自由と、社会団結の力によりて得る所の自由とあり。一は発して遠心力となり、一は約して求心力となる。』「蓋し國家觀念によりて調節せられたる個人自由の主義は、かの個人主義、國家主義、社会主義等の、各其極端に偏すると同じからずして、人類の天賦たる個人性と社会性とを適当に配合し、遠心求心の二力をして其抱合の程度を謬らしめず、而して継続觀念即ち國家觀念を養ふは、感情によりてし、個人自由の理想を長じ、其自主独立の性を全ふするは、道理によりてし、兩者相待って社会の乾綱を維持し、人類の進歩發達を促催するものにして、予は之を他の個人主義、社会主義等に對して、高等個人主義の名を以て呼ばんと欲す。自由黨の始めて起るや、世人は之を目して佛国流の個人主義と為し、之を誤解曲解して幾多の讒謗を之に加えたり。然れども自由黨が奉じて以て終始を一貫し、逆境に處して惑わず、順境に處して悻らず、之を内外の政に施して自ら大過なかりしを信ずるものは、實にこの高等個人主義にして、其論たるや、予の岐阜に於ける演説、既に之を證して餘りあるを覺ふ。自由黨は則ち時勢の境遇に應じ、斯の主義を標榜して國家、民生に裨補する所あらんことを期したるもの、ただ予の才の菲薄なる、之が統率に於て缺くる所あり、終に其全功を収むる能ははざりしと雖も、其同志と共にせる一片耿々の志は、決して奪ふべきにあらず。嗚呼、我黨は仁を求めて仁を得たり、又何ぞ怨みん。』

この板垣の、「調節」され、「適当に配合」された「高等個人主義」が、いわゆる「自由党左派」の人々が濃厚に革命的な色彩を帯びるに至って遂に離反の原因となったであろうことは、板垣の妥協的であいまいな政治行動と思ひ合せて察するに難くない。然しながらこのような抽象性とあいまい性は、そもそもの始めから自由民権運動そのものにまつわりついていたものではなかつたであろうか。一言にして云うならば、その理念的不明確さ、確信の不徹底性の問題である。自由黨主義者たちの基本的な政治思想の不明確性とあいまい性が（具体的な政治的課題と政治目標の一応の明確さにもかかわらず）、最終的な挫折と瓦解に彼らを追い込んでいったものと考えられるが、そこから離反して独自の路線をいった左派の人たちとはちがって、最後までその初期の操志を貫こうとした一群の人びとがいたことをわれわれは知っている。即ち、「自由党キリスト教派」と呼ばれるものがそれであり、片岡健

吉を始めひとしく創設期の高知教会に連なる信徒たちであった。いうまでもなく彼らはいわゆる「土佐派」の面々であり、そもそも立志社に基軸を据える自由党の主流ではあったが、党首の板垣やそれと並ぶ後藤等に比して、徹底した信念とその操志の堅固さにおいて遂に彼らの追隨を許さぬ程のものがあつた。

それ故にまた彼らの政治生活は結果として不遇であり、何よりも現実政治への失意と挫折感は深いものがあつたと思われるが、自由民権への初志と願望を、全く異つたかたちで実現しようとして転進していった典型的な人物として、われわれは武市安哉や坂本直寛をあげることができる。ここではその一人坂本直寛に即して、一連の消息を追つてみたいと思うのであるが、自由民権運動への最少限度の客観的理解を、E・H・ノーマン『日本における近代國家の成立』（大窪愚二訳）によつて得たいと思う。

「日本における初期の民主主義運動は、その政治的名称のいかんを問はず、一般に民権運動と呼ばれている。民権運動は維新後間もなく抬頭し、1880年（明治13年）頃には一個の組織的政治勢力となり、藩閥政府の抑制と民撰議院の開設を要求するようになった。」「自由主義運動の理論的指導者は士族、それも主として政府内で薩摩や長州と同等の地歩を占めえなかつた土佐や肥前の出身者であつた。これら指導者の多くが真に自由主義の理想に燃えていたことは争われぬ。かれらの後半生と犠牲的行動は、その目的の純一性を立証してあまりある。」「しかしながら、自由主義の推進力の根源は、租税の軽減、代議制度の確立を主張し、自由主義運動への代表者選出をすら要求した小農民、小作人、および都市貧民などの人民大衆のなかにあつた。とはいうものの、僻遠の孤立した村落に住む農民が政治に積極的役割を受けもつことは困難であつた。それゆゑ、地方政治における最も積極的な分子が大地主であり、國民の指導が旧武士あるいは少数の大地主兼商人の手に歸しがちであつたことは、まことに当然であつた。」「旧武士と大地主に指導された小地主・農民の広汎かつ散漫な運動は、1881年の初めに自由党が組織されてから全国的な形態をとつた。自由党指導者の素質はその政治思想をかなり宥和的・妥協的自由主義——本来は民主主義、民権、營業の自由のために、結局は上流階級のために闘う自由主義——たらしめた。」「このように自由党に体现される日本的自由主義は、その発端から穏和的・妥協的性質をもち、のちに自由党の崩壊から1900年（明治33年）政友会の結成を見るや、その反対物である非妥協的保守主義に変質するようになった。」「自由党は、

その綱領が漠然としていたにもかかわらず、土地に飢えた小作農と負債を負った自作農の熱心な支援を受けたため、左右両翼の地方的小集団に分裂する前は、大きな活力、ほとんど革命的な潜勢力さえもっていた。このゆえに政府は政党弾圧に乗り出し、自由党に対して最も激しい突撃を試みたのである。」「日本の自由主義は実は啓蒙運動であり、抽象的な天賦人權論の普及運動であった。」上に云われている「真に自由主義の理想に燃えて」「かれらの後半生と犠牲的行動」「その目的の純一性」等のことばは、正しく安哉や直寛にこそ適合すると云うべきであろう。以下直寛の生涯の概略を見よう。

二

家永三郎氏が『植木枝盛研究』（昭和35年）の中で「枝盛の思想形成に大きな影響を与えた坂本南海男（実名は直寛）は、民権思想史上重要な位置を占める人物であるが、これまで坂本に関する研究は全くなされておらず、わずかに『高知教会々報』創立70周年記念号別冊にその略伝が記されているのを見るくらいにすぎない。私は枝盛とあわせて坂本についても資料の蒐集に心がけていたが……ほとんど資料は遺っていないかった」と述べているように、自伝的記録をほとんど残していない坂本の唯一の自伝は、明治42年3月に出版された『予が信仰の経歴』だけであるが、幸いにして坂本の家系に連なる土居晴夫氏が、昭和40年に『坂本直寛資料』をまとめられ、その後昭和43年に『坂本家系考』（土佐史談会）が出されているので、以下それらに準拠しつつ彼の生涯の経歴と、その包蔵せる思想の概略をとらえてみたい。

坂本直寛は、嘉永6年（1853）10月5日、土佐国安芸郡安田村に生れた。明治2年17才で伯父坂本権平の養子となり、名を南海男と改めた（幼名は習吉）。その後明治9年に立志学舎に学ぶまでの間のことは、「英学を志し県立学校に入り後東京に遊学し」と自ら記すのみで詳細は不明である。入舎に先だって明治8年28才の時、学舎における沢辺琢馬のキリスト教説教を聞いたと云う。

立志学舎の学科目には、ベンタムの法理書、ミルの自由之理、代議政体論、ウールセーの万国公法、ギゾーの文明史、ラッセルの経済書、クワッケンボスの竊理書等があった。南海男はこれらの外にもベンタムやスペンサーの著書を読んだが、ことにスペンサーの社会平権論（Social Statics）や代議政体論（Representation Government）などは原書を取り寄せて愛読し、ベンタムやミルの理論にあきたらなくなったという。

明治10年6月、二度にわたって始めて立志社演説会に登壇し政体改革を論じたが、この頃から頻繁に立志社のほか嶽洋社、自由党などの政治結社による演説会に登場するようになり、こうして次第にいわゆる「自由民権運動」に身を投じてゆく。またこの頃から「海南新誌」「土陽雑誌」(後に合併して「土陽新聞」)や、「高知新聞」「大阪日報」等に筆陣を張るようになる。(この間米人宣教師アッキンソンの説教を数回聴講。)明治12年、片岡健吉と共に国会開設要求の遊説開始、13年国会期成同盟第2回大会に出席、この時定められた合議書に基き14年立志社に憲法調査局が設けられ、その起草委員に指名される。15年5月7日海南自由党結成の際創立委員。17年32才の時「直寛」と改名、18年5月15日高知教会発足、この時片岡健吉等12名と共に米人宣教師ナックスより受洗(その後初代牧師として山本秀煌が就任した)。19年高知県会議員選挙に当り、植木枝盛と共に当選。20年秋頃からかの有名な三大事件建白運動が開始されたが、10月8日坂本宅に有志六十余名参会し、建白書提出を議決、片岡健吉、山本幸彦、武市安哉、細川義昌等と共に代表五人の一人に選ばれ上京。12月26日星亨郎に全国代表委員が会同し、片岡と星が総理大臣に面会を申し入れることになったが、この日突然保安条例が官報号外を以て公布され、深夜から翌日にかけて、六百余名の有志が皇居から三里以外の地に退去を命ぜられた。片岡・武市・細川・坂本等はこれを拒否して東京監獄署石川島分署に投獄され、一方同じく高知から上京した安芸喜代喬等は、いったん横浜まで退去した後再び「保安条例廃止建白書」を携えて入京を試みたが、これまた石川島に投獄された。この獄中生活を通して安芸等多くの者はキリスト教に改宗した。片岡を始め、運動の指導者がキリスト教徒であったことの影響は大きかった。22年2月11日、大日本帝国憲法発布による大赦出獄、細川・坂本・武市は東京に残留し、その他は帰国した。25年40才の時、衆議院議員に初当選。この時の総選挙(2月15日)は史上有名な選挙大干渉が内務大臣品川弥二郎総指揮のもとに県知事、地方官吏、警察官、税務官吏、暴力団等を使って行われ、高知県においては特に激烈で、死者10名負傷者66名を出した程であったが、然し結果は民党(野党)の大勝利に終わった。同じ年の12月、日本基督教会第八回大会において高知県特別伝道のことが決議され、植村正久、井深梶之助等と共に、片岡・坂本が実行委員に選ばれている。29年、政治活動を断念、既に政界に失望してひと足先に北海道浦臼に聖園農場の経営を始めた武市安哉に次いで、クソネツ原野の開拓を志し、高知において株主を集め、移民募集事務所を開設、「合

資会社北光社」と命名，社長に就任，30年移住・開墾開始，坂本はいったん帰国，31年家族と従者を連れて再度渡道，前年買い求めてあった樺戸郡月形村浦臼の一角に拠点を据え，以後開拓と伝道に専念することとなった。この時盟友武市は既にこの世を去っていたが，坂本はその志を継ぐべく翌32年家族と共に浦臼聖園教会に転籍（坂本と子供四名は高知教会より，妻は土佐教会より），やがてその長老に選ばれたが，35年植村正久の勧めにより日本基督教会旭川講議所の伝道師として赴任，翌年米人宣教師 G.P. ピアソン夫妻と協力体制に入った。37年正式に按手礼を受けて牧師となったが，この年旭川のすべての陸軍部隊に向って昼夜の別なく伝道したという。「旭川市史」は，坂本在任中最も教勢が伸展したことを伝えている。40年から41年にかけて，ピアソン夫人等と共に十勝監獄伝道を七回にわたって行ったが，42年旭川講議所を辞して札幌に転居，43年以降自給牧師となり，聖園教会応援その他独自の伝道に従事した。明治44年9月6日59才で逝去，死因は胃癌，北辰病院の一室が最後の場所であった。現在札幌円山公園内の墓地に葬られている。

三

ところで，山路愛山は「現代日本教会史論」の一節で次のようなことを述べている。「本田一郎の語る所に依れば彼れは明治七年より弘前に歸り藩士の建てたる東奥義塾の教師たりしが耶蘇教徒たるが為めに困難を惹起したることは前後二回なりき」と前おきしてその事情を述べた後「当時干渉の口實たりしものは，自由黨たり耶蘇教徒たるものが義塾に在っては相濟まずと云ふに在りき云々と。」「而して此事実を以て明治十五年三月十日甲府に於て自由黨の首領板垣退助が神儒佛の三教を以て國家の進運を害するものなりとし耶蘇教に同情するの意を公言したりとの風説ありし事実と併せ考ふる時は當時に於て權利論の代表たりし自由黨の或部分が耶蘇教徒に向って聲援を與へんとするの情ありしこと察すべし。」（『基督教評論』明治39年7月）

家永三郎氏もこの点に言及して，そもそも自由民権運動とキリスト教との間に深い関係のあることは早くから指摘されたところであるが，両者の間にはたして本質的な思想的連繋があったかどうかということになると，そこには多くの問題が残されているとの留保を前提としつつ，幾つかの証拠をあげて「要するに，両者ともお互いにその宣伝活動を有利に展開する必要から協力し合った，というのが真相のようであって，」と結論するのであるが，こ

れは要するに「民権派とキリスト教との関係が一般にこのようなものであったと思われることは、枝盛とキリスト教との関係を検討するとき、いっそう確実性を増してくると思う——」との次の論述に脈絡をもたせるためのもののように受けとられ、もとよりその論述がもともと植木枝盛を主題とするものである以上文脈としては首肯できるのであるが、それにしてもいささか速断にすぎるのではなからうか。この間の消息は、板垣や植木はいざしらず、片岡・坂本・武市等においては多分に異なるものと思われ、以下坂本についてこれを見たい。

『予が信仰の経歴』によれば、坂本直寛の実父高松清素は儒者であり、漢訳聖書を保持して折々それを読んでいたが、「彼は聖書の談を予に為さざりき。唯屢々予に謂て云へり、是れ聖人の書也と。」

「予が青年時代と宗教に対する感想」として自ら述べるところによれば、「予は立志社員にして頻りに自由民権を唱道し、又好んで無神説を唱えたり。」というのが彼のそもそもの様子であり、当時の彼の見解は「宗教を以て国を建てんとするが如きは実に至愚の事なり、宜しく哲学を以て国家の原則と為すべし。」というものであった。そのため、彼はまづ家族から宗教を捨てさせようとして様々な試みを行っている。ただキリスト教に対しては漠然と「該教は唯文明国に行なわるる者なるが故に、他宗教に卓越する者なり」と考える程度で、「自ら之を信ずるは敢て要無きもの」としていた。「予は始めて立志社の学校に於てギリシャ教の演説を聞きたり。予が該校生徒たりし時、ギリシャ教の役者学校えきしやがくに來りて演説せり。」というのは函館でニコライの指導を受けてギリシャ正教会の聖職者となった沢辺琢磨のことであるが、「今思ふに其演説は有神論の如くなりき」という程度の受けとり方であったし、アッキンソン宣教師の立志社演説堂での説教についても、「当時予は政事改革を目的と為し頻りに政談に熱中せし場合なれば宗教などには敢て介意せざりき」というのが実状であった。

ところが、「板垣伯欧州より帰朝するや、基督教が欧米文明諸国に勢力あるを聞き、爾來其教を我邦に伝布するは外交上最都合好き政略なるべし」などと考え始めた頃、たまたまフルベッキ・タムソン・ナックス・ミローの四宣教師が相次いで来高するに及び、彼は漸く「其教理を聞かんとの考を起す」ようになる。ただ当初は「専ら無神哲学を調べて之を論議」する姿勢であったものが、ナックスと三日程議論した末、遂に論破され、そこで「道を講究する事を約する」こととなった。その結果、「一度外国人と約せし上は

之に背いて怠るが如きは頗る我邦人の信を失ふに至らん」との考えから、鋭意努力して「聖書を調べ、或は神学の大意を聴く」態度に変わった。その後植村正久の来高の機会にも聖書講義を聞いたが、何れの場合にも直接「教師の宅に就て頗る道を講究」した。「蓋し講義所に行て婦女子等と席を同ふし、おかしき聲にて讚美歌を謡ふことは予の極ではづかしく思ふ所たれば也」との述懐は愉快である。かくして遂にナックス宣教師より受洗、「噫多年神に対し人に対して低げたること莫き予が傲慢なる頭も、此日に於て遂に聖なる水を蒙るに至れるよ。神の愛も亦深い哉。」と告白するに至った。

明治20年10月、三大事件として世論を喚起した問題について建白総代の一人に選ばれて上京するに当り、彼は「教会の兄弟姉妹にも建白の主旨を告げ、分袂の詞を述べ互に祈禱して」別れた。上京後、総理大臣伊藤博文の帰京を待って協議中の同志は、12月26日夕刻突然多数の警吏憲兵が旅館を包囲したことを知り、「以為らく、是れ尋常の事に非ずと。」その時坂本は「自分の室に入りて静に聖書を読み居たりしが」招喚命令を受けるとすぐに「聖書を携えて」捕吏の後に従った。「予警視庁に至るや、恰も主が就縛の夜祭司長の中庭にて人々火を燃して集りたるが如く、警視庁の小使等と覚しき者ら火にて濫まり居るを見たり。」その夜は警視庁内に拘留、翌朝検事局に送られ、その夜公判に付せられて輕禁錮二年六ヶ月監視二ヶ年の刑に処せられた。既決監に入れられるとすぐ彼は聖書の差入を願ったが「囚人には必要莫し」と却下され「茲に於てか、日々聖書を授け給はん事を祈れり。」その結果間もなく聖書の差入が許可されたが、「予らの喜如何計なりしぞ、予は如何に神に感謝せしぞ、今之を云う能はざるなり。」この聖書は、明治19年に横浜で発刊された『訓点旧約全書』であったが、彼はその見返しに「主我祈ヲ聞キ給ヒテ明治21年2月20日石川島ニ此書ヲ賜フ、アーメン」と記している。

獄中生活の苦しみを述べたくだりで、彼は「然ども斯の如き場合に於ては、主は恰も予の側に立ちて予を訓戒するが如く、聖書に記する處の言は予の耳に私語けり」と記して、ヘブル書第12章第1節より第14節まで、およびペテロ前書第12章第19節より第25節までの聖句が掲げられている。その意味は坂本の次の述懐によって明らかである。「斯の如き言は實に予を奨励し、予を慰撫し、又予が傲慢を挫き予をして謙卑^{へりくだり}を学ばしめたり。又屈辱を感ぜし時、主は直に予をして主の屈辱を耐へ給ひし事を覚へしむるが如く、クリスト栄光の位を一擲して罪人と伍を同ふし、己れ罪無くして祭司の長、学者

達の手につされ、嘲弄せられ鞭うたれ^{あか}緑色の袍を着せられ棘の冠をかむらせられて、罪人と共に十字架の上に釘られたることを想起せり。主既に斯の如し。況や予ら主の最も賤しき僕にして赭衣を着せられ、獄吏に叱咤せられて他の囚人と伍を同ふすることに於て何かあらんや。古来神を敬い国を愛する處の偉人等の多くは皆千辛萬苦を嘗め、其^{こころみ}試誘を経て後ち業を為し遂げざるは莫し。之を思へば予らが繫獄の如きは実に九牛の一毛たる試誘と云はざるを得ざるなり。」翌年2月11日、憲法発布と共に大救出獄となった時には、「昔、主は天使の手に由てペテロを獄中より救出し、又地震に由てパウロとシラスを獄中より救出し給へり。今や憲法発布の手段に由て予らを獄中より救出し給ひき」と述懐している。

更に坂本の面目躍如たるものに獄中書翰がある。彼自ら二三のものを収録しているが、例えば次のような調子である。「クリスト・イエスの下僕直寛、今此書を寄せて卿らの安を問ひ、併せて我愛する姉妹の安を問ふ。願くは卿ら主より無限恩寵を賜らんことを。幸なるかな、弟らも健康にして日々主に事^{つか}ふる事を得たり。……卿ら我らの為に憂ふこと勿れ。如何となれば我ら聖書を信じ、且つ主と共に在らんことを望めばなり。……終りに我れ卿らに云ふ。愛する教兄細川潜氏に安を問へ。彼は懇篤なる書を我らに送れり。我卿らに望む處、主の聖旨に適はば主、卿らをして之を為さしめ給はん アーメン」(21年11月1日付)。「我直寛同囚の兄弟に代て愛兄らが我らに寄せたる懇切なる書に答ふ。我ら主イエス・クリストが常に兄らの上に恩寵を降し給ひ、益々我教会を進め給へるを感謝す。我兄弟よ、兄ら本年を向へて益々年と共に新なりしならん。我らも亦幽囚の裏に在りと雖、主に在て新年を迎へ平安なることを得たり。我ら思ふに、彼の大廈高樓に玉觴を挙げて而て永滅を招くの世人と比較せば、幽囚に在て主より平安なる年を賜はるを優れることとす。我之を思へば誠に感謝するに堪へざるの感を惹起す。……希くは卿ら努めよ、主必ず能力を卿らに賜はん。我が愛する教師牧師伝道師長老執事又凡て兄弟姉妹に安を問へ。願くは卿等主より平安を受けよ(22年1月17日付)。

ところで以上のように熱烈な信仰をもって實際的な政治活動に奔走する坂本の、肝心の政治思想はどのようなものであったか——。「予が政治上の思想」という表題の下に記しているところによれば、彼が従来とってきたのは自由主義と個人主義であった。国家の興廢は一にこの主義の消長に関するものと考え、つとめて「急激進歩説」を唱道した。それには英仏米等の革命史

が大いにあづかって力があつた。「予が此三国の革命史に就て見し所は革命の因固より一ならずと雖も其遠因する處は唯自由主義の発動なりと思ひ其興廢の由て関する處別に無形なる、しかも至大なる一個の能力に係はる者ありとは會て予の発見し能はざる所なりき。」それは何か、「自由主義に関する事に就ては予が従來の意見敢て誤なりしと云ふに非ず。唯其根底を看過したるのみ。然ど今は個人主義の眞価を窺ひ得たりと思ふ。」と述べた後、彼はヨハネ伝 8章31、32節、コリント後書 3章17節、ガラテヤ書 5章1節等を引用して、自由の眞義を示そうとする。「是等の言は實に予をして自由の深味を悟らしめたる也。予神を信ぜしより従て政事上の理想も亦おのづから変化せしを以て屢々世の政事家等と見る所を異にする處あり。故に予に執ては多少損する事莫きに非ず。然ども此損する所は却て予が貴しとする所也。」

今日の水準で見るときにはいささか短絡の気味もあることを否定できないが、然し坂本において自由民権の思想と聖書の思想とが完全に一体化していたことは、上の短い引用文からだけでも明らかなことと思われる。そこでは云わば前者は後者によって裏づけられ、保障されている。一個の人格の中で、二つが一つとなり得たからこそ、あれだけの力をもちえたのであって、自由民権運動そのものについての確信も、それだけにまたいっそう深く強いものがあつたと思われるのである。

それでは坂本の民権論そのものはいったいどういうものであつたかを次に見ておきたい。

四

「夫レ、民権ハ人間固有ノ感情ニシテ、何等ノ人種ヲ問ハス何處ノ國民ヲ論セス又如何ノ時代ヲ別タス、苟モ人類タル者皆此感情ヲ保タサルハナキナリ。然リ而シテ、之ヲ伸暢スルナカラシムルヤ否ヤニ至テハ必スシモ徒ラニ壓制ニ由ルト云フヘカラス、人ヲ伸張スルナカラシムルヤ否ヤニ至テモ亦必ス明君ノ政治ニ歸スト云フヘカサルナリ、故ニ此理ノ在ル所ヲ研究セント欲セハ宜シク国家ノ元素ヲ探求シ政府ト人民間ノ文明ノ度如何ニ注意セサルヲ得サルヘシ、決シテ淺々ニ外形ヲ一見シテ去テ敢テ辯論スヘカサルナリ。論者宜シク各國史ヲ繙テ政府ト人民トノ挙動ヲ見ヨ、人民ノ激動スルハ必スシモ政府ノ壓制ニ因ルニアラス、革命ノ起リ来ルハ前政治者（此政治者ノ下ニハ激動概論スル人民アラサリシ）ヨリ暴戾ナラサル治者ノ下ニアル事アリ、又政治ノ寛猛ニ係ラスシテ自由ノ聲ナキ國アリ。之ヲ約言セハ、民権ノ

勃興スルト否ラサルトハ政府ト人民トノ文明ノ差異ニヨリ併セテ邦國ヲ編成セル元素ノ如何ニアル也、即チ民権ノ伸暢スルハ人民ノ智識政府ノ智識ニ勝越スルカ少クトモ之レト並立スル時ニ有テ、其伸暢セサルハ人民ノ氣力政府ノ氣力ニ及ハサル間アリ、又自由ノ元素ノ有無ニ関スルナリ。」(「民権發達論」明治13年7月)

「夫レ民権ハ天理ナリ、人間社会ノ公道ナリ、人作ニハアラサルナリ、私道ニハアラサル也。彼ノ専制ハ人作私道ナリ、天理公道ニハアラサルナリ。而シテ天理公道ハ人作私道ト相容レサルモノナリ、故ニ民権ハ専制ト相容レサル者ニシテ毫モ之ト一致調和スヘカラサルナリ、之ヲ一致調和セメントスルハ則チ天理公道ノ幾分ヲ人作私道ノ為メニ曲ケントスルト一般ナリ、豈之ヲ純粹民権ヲ伸暢セントスル者ノ為スヘキ事トセンヤ。

苟モ民権ヲ主唱シテ自由タランヲ願フ者ハ、固ヨリ己ガ思想ヲ曲ル事無く、特別ノ保護ヲ乞フテ眼前ノ小利ヲ求ムヘカラサルナリ。由シヤ眼前ノ小利ニアラスト為スモ、専制政府ノ治下ニ在テ特別保護ヲ得ントスレハ、幾分か己レノ思想ヲ曲テ之ト一致調和セサレハ之ヲ得ル事能ワサルノミナラス、兼テ又他ノ同胞ニ對シテ同等ノ主義ヲ侵スモノナルガ故ニ、是非共天理公道ヲ人作私道ノ為メニ缺カサルヲ得サルナリ、豈是レ之ヲ天理公道ヲ重ニスル民権家ノ為スヘキ事ト云フンヤ。故ニ思想ヲ曲テ専制政治ニ愛ヲ求メ、特別保護ヲ得ントスル者ハ、之ヲ假面民権或ハ偽民権家ト云フベク、然カモ余輩ハ今之ヲ假面民権或ハ偽民権家ト云フヨリハ寧ロ且ツ之ヲ天理公道ノ罪人ト云フンナリ、何トナレハ則斯ノ如キ専制治者ニ愛ヲ求メ、特別保護ヲ得ントスル者ハ、是非共思想ヲ曲テ一致調和ヲ為サ、ルヲ得サルモノニシテ、専制者流ト一致和合スルハ天理公道ニ戻レハナリ、然リト雖モ、余輩今若シ右ノ如クヲ論スレハ、特別保護ヲ願フ者或ハ云フン、我ハ決テ思想ヲ曲テ政府ニ愛ヲ求メ以テ私利ヲ計ラントスルニハアラサルナリ、我カ之ヲ願フハ抑々故アリ、曰ク、我カ特別保護ヲ得ルノ目的ハ、則政府ヲ籠絡シテ其实ハ民権伸張ノ機械ニ供センノミ、之ヲ要スルニ、敵ノ糧ニ據テ之ヲ攻撃スルコソ策ノ得タルモノナレト、然レトモ余輩ハ来タスノ如キノ徒ヲ指テ純然タル民権家ト為ス能ハサル也。何則民権ハ元ト雜駁ナル者ニアラストシテ實ニ公明ニ係ルモノナリ。決シテ兵ノ詭道ニシテ公道ニ非サルカ如キモノニアラサレハナリ、然ラハ則民権ヲ伸張スルノ道ヲ以テ何ゾ兵略ト同一ニ論スル事ヲ得ンヤ、民権ヲ伸暢スルハ必ス正理公道ニ由ラサルヲ得サルナリ。」(「民権家ノ行為ヲ論ス」、『愛國新誌』第8号、明治13年10月)

「夫レ物ノ全体ハ分子ヨリ成立スルモノナレハ、分子ノ性質ハ全体ノ性質ヲ顯ハシ、全体ノ性質ハ分子ノ性質ヲ示ス。故ニ、分子ノ性質軟弱ナレハ全体ノ性質亦軟弱ニ、分子ノ性質強堅ナレハ全体ノ性質亦強堅ナリ、是レ究理上ノ常ニシテ一定不変ノ法ト云フヘキナリ。国家モ亦斯ノ如シ。今夫レ社会ハ各人ヨリ成人シタル者ナルガ故ニ、国家ノ文明ハ即チ各人智徳ノ集塊ナリ。夫レ国権ノ強弱ハ民権強弱ノ菓実ト云ハサルヲ得ス、民権ヲ放棄シテ国権ノ鞏固ナルヲ望マントスルハ、猶ホ軟弱ナル分子ヲ以テ堅強ナル物体ヲ作ラントスルニ齊シクシテ到底行ハルヘキ事ニ非ル也。故ニ、国権ヲ張ラント欲セハ宜シク先ツ民権ヲ張ルヘキナリ。民権張テ而シテ後国権張ル。是レ猶ホ窮理上ノ定則ト相異ラサルナリ。」「此ニ由テ之ヲ觀レハ、国権ノ強盛ナルハ其元素タル自由民権ノ強盛ナルニ在ルコト昭々乎トシテ其レ明ケン、何ソ民権ヲ涵養セスシテ直ニ国権ヲ鞏固ナラシムルヲ得ンヤ。嗚呼、民権ヲ除テ国権ノ伸張ヲ望マントスルモノハ、是レ猶ホ花実ヲ得ント欲シテ樹根ヲ樹ツガゴトキ乎。」(『政論』第四「国権ノ原理」)「夫レ一々国権ノ鞏固ハ其素物タル民権ノ鞏固ヨリ成ラサレハ得ヘキニアラサルナリ。一国ノ独立ハ民人独立シテ始メテ成ル者ナリ、故ニ国権ヲ鞏固ニシテ邦家ノ独立ヲ全フセントスル者ハ力メテ人民ノ權利ヲ確張シ、独立ノ精神ヲ發達センメン事ヲ切望セサルヘカラス。吾儕ハ民権ノ振ハサル邦民ニシテ其国権ヲ確張スル者アルヲ見サルナリ。」(「自由民権ヲ放棄シテ徒ニ国権ノ振張ヲ計ラントシ恰モ軟弱ナル分子ヲ薈集シテ堅強ナル物体ヲ造ラントスルガ如キ物理ヲ外レタル企図ヲ為サント欲スル者往々世上ニ現出スルアルカ故ニ吾儕ハ常ニ斯ノ如キ僻見ヲ破碎セン事ヲ思慮センガ近日亦此僻見ノ明治日報ニ發象シタルヲ以テ吾儕ハ今ヤ乃チ之ヲ破碎スルノ力メヲ怠ラサント欲ス」明治14年)

限られた紙幅の中ではとうてい坂本の議論のすべてを紹介するわけにはゆかないが、しかし以上引用したものの中に坂本式民権論の骨子は比較的よく表われていると思う。卒直な感想としてわれわれはその論理の単純明快さに驚くのであるが論理的構成要素は、「権利は権理であり、権理は物理である」こと、「民権は天理公道であり、人作私道としての専制と相容れない」こと、「民権発達の動向は自由の元素の有無に関する」こと、「民権を張って始めて国権も張る」ものであり、「この理は窮理上の定則と変りはないこと」等である。一見してその論理操作の方法は著しく窮理学的(物理学的と朱子学的と二重の意味において)である。もっとも彼の場合もまた当時の自由民権論に共通の啓蒙的天賦人權論の一環をなすにすぎないかもしれないが、少く

とも例えば板垣得意の「遠心力、求心力説」等に比べれば、はるかによく事柄の核心をつく論理構成がそこに見出されると思うのである。

五

以上坂本の論旨の単純なる如く、この一文の論旨もまた極めて単純であるが、実は筆者の真の関心は、むしろ坂本の後半生をかけた北海道開拓への志、北見北光社や、浦臼聖園教会にかかわる営み、そしてその北海道伝道の足跡にある。永井秀夫氏は「自由民権—キリスト教—開拓精神という連りが、当時の社会と思想の中でどういう意味を持つのか、また当時の石狩流域の移民たちの中で武市や坂本のような人々がどのような位置を占めたのか解いて行かねばならぬ問題だと思う」（「帝國議會と北海道」昭和39年9月）と述べているが、この小文は云わばそのような問題を解くための一つの布石にすぎない。本格的な作業は別の機会に委ねるほかはないが、唯一言ここで確認しておきたいのは、武市や坂本の北海道への志とここでの営みが、決して単なるユートピア志向や開拓精神とは異なる何ものかにながされてのものであったにちがいない、ということである。既にその片鱗を見たように、彼らは聖書を単純素朴かつ卒直に読み、思いを深め、それを実生活とその運動過程に生かそうとした。聖書そのものを熟読した彼らは、正しく「地にては旅人、寓れる者」を地でいった人たちであり、また実に「地を嗣ぐ者」の生涯を証した人々であった。高知から北海道への、その足跡の秘密は、単にその外面的なきさつや、残された特定の資料だけからは解けないもののように思われる。ひとしくこの地において「地を嗣ぐ者」の志操と思想を追体験的に共有するとき、それは始めてわれわれに真の理解をもたらすであろう。ともあれ、更にその全貌を明らかにするためには、今後の作業に期するほかはない。

関係文献資料一覧

- 『子が信仰之経歴』坂本直寛（明42）
- 『自由党史』板垣退助監修（明43）
- 『日本基督教会史』山本秀焔（昭4）
- 『植村正久とその時代』佐波亘編（昭12）
- 『土佐名家系譜』寺石正路（昭17）
- 『高知県史』県史編集委員会（昭26）
- 『高知新聞五十年史』高知新聞社（昭30）
- 『立志社と民権運動』平尾道雄（昭30）

自由民権運動とキリスト教

- 『高知教会七十年史』松山秀美（昭30）
『旭川教会独立五十年史』（昭35）
『植木枝盛研究』家永三郎（昭35）
『ある自由民権運動者の生涯』崎山信義（昭35）
『札幌北一条教会創立六十年史』（昭31）
『高知県議会史』高知県議会（昭37）
『浦臼町史』浦臼町史編纂委員会（昭42）
『田舎伝道者——ピアノン宣教師夫妻』小池創造（昭42）
『坂本直寛資料集』土居晴夫編（昭45）
「帝国議会と北海道」永井秀夫（『新しい道史』6号，昭39・9）
「北見北光社と坂本直寛」土居晴夫（『新しい道史』22号，昭42・7）
「坂本龍馬と北海道」（北海タイムス，昭42・12・11）
「北光社始末記」土居晴夫（『土佐史談』復刊30号，昭40・1）
「北光社始末記補遺」土居晴夫（『土佐史談』復刊32号，昭40・7）
「高知教会の成立とその信徒」広江清（『土佐史談』復刊31号，昭40・3）

THE INTERPLAY OF RHYTHM AND IMAGERY IN ROBERT BROWNING'S SAUL

Dorothy M. TAYLOR

This essay seeks to analyze variations from the normal anapestic pentameter in which the poem is written, such as the use of amphimacers and spondees, etcetera, together with other characteristics of the sound structure, including the extensive use of monosyllables. The latter are found to contribute to the sense of vigor which pervades the poem. Onomatopoeic effects and kinesthetic imagery are found to result from the matching of rhythm to sense. Thus it becomes apparent that rhythm and sound structure bear an integral relationship to the semantic sense and imagery in creating the total meaning of the poem.

RECEPTION-PRODUCTION CORRESPONDENCE in Japanese Speakers of English

Wesley RICHARD

The purpose of this study is to determine the extent of error correspondence between reception and production of English pronunciation among native speakers of Japanese. Based on two tests, this study of 74 students indicates that errors in reception exceed those of production by an average of twenty percent. Consonants in initial position and front vowels are two specific areas that show a relatively low error frequency. Remedial work centering on guided hearing practice to improve sound distinction ability in specific areas is recommended in light of these results.

Early Democratic Movement and Christianity in Japan — The case of Naohiro SAKAMOTO —

Yasuoki YAMASAKI

- I. Prologue
- II. Biographical History of SAKAMOTO

- III. 'History of My Christian Life'
- IV. JIYU•MINKEN-RON of SAKAMOTO
- V. Epilogue

The Structure of Reproduction in Japanese Economy before the Second World War

Tadayuki SUGIUE

By statistical analyses of the Scheme of reproduction in the prewar Japanese economy, Professor Jiro Hyodo and Japan Statistical Institute proved that $W_1 < C$ where $W_1 =$ means of production produced, and $C =$ means of production consumed.

It follows that the growth rate of the Japanese economy, theoretically speaking, must be low. Nevertheless, the growth rate was actually very high.

This article attempts to clarify this apparent inconsistency and shows that the high rate of surplus value and the rapid accumulation of capital in industries producing means of production were fundamental causes of this inconsistency.

The Realities of the Law of Unequal Economic Development — A Criticism of Professor Furihata's "Historical Development of the Theories on Imperialism" 1972 —

Hitoshi KOJIMA

Professor Furihata seems to approach the problems of imperialism mainly from the viewpoint of the law of unequal economic development. His idea of the law is not erroneous but involves some ambiguity. The following three issues are particularly debatable. In this paper these are examined and the issues are clarified.

- (1) How to describe imperialism.
- (2) How to grasp the facts.
- (3) How to understand the dollar crisis.